

## 夕張市テイクアウト・デリバリー等促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、飲食店が新たな需要へ対応するため、テイクアウト又はデリバリーサービス等を実施する際の経費について、市が予算の範囲内において補助金を交付する夕張市テイクアウト・デリバリー等促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に主たる事業所を有し、テイクアウト又はデリバリーサービス等を実施している又は実施する予定の、食品衛生法施行令第35条に規定する飲食店又は喫茶店を営業している飲食店事業者であること。
- (2) 食品衛生法第52条の規定による営業の許可を受けていること。
- (3) 事業の実施にあたっては新型コロナウイルス感染症の拡大予防に努めること。
- (4) 本補助金を受領後も事業を継続する意思があること。
- (5) 市税等を滞納していないこと。
- (6) 夕張市暴力団排除条例（平成24年条例第12号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号及び第4号に規定する暴力団員等でないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行うものでないこと。
- (8) 法令及び公序良俗に反していないこと。

2 前項の規定に関わらず、市長が特に必要と認めたもの。

### (補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、令和2年4月1日から令和3年1月31日までの間にテイクアウト又はデリバリー等を実施するために要した経費であり、その対象は別表のとおりとする。ただし、経費に係る消費税及び地方消費税額は補助対象経費から除く。

2 補助対象経費について、同一年度内に同一費目について、国、道及び各種産業支援機関が実施する他の助成制度から助成を受けないこと。

### (補助金額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内（千円未満は切り捨てとする。）とし、一事業者あたり10万円を上限とする。

(補助金交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、夕張市テイクアウト・デリバリー等促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書(様式第2号)
- (2) 食品衛生法第52条の規定による営業許可証の写し
- (3) 個人事業主の場合は本人確認書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 申請期間は令和2年6月22日から令和3年2月28日までとする。

3 一事業者につき、補助金上限額の10万円に達するまでは、複数回交付申請することができる。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、夕張市テイクアウト・デリバリー等促進事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知する。

(補助金の概算交付等)

第7条 市長は、前条の規定による助成金の額の確定後において補助金を交付するものとする。ただし、市長が事業の性質上必要と認めたときは、同条の規定に関わらず補助金の交付の決定時から当該事業の終了時までの間に、補助金を概算払いにて交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の概算払いを受けようとするときは、補助金概算払申請書(様式第4号)に、補助金の振込先を確認できる口座通帳等の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により申請があったときはその可否を審査し、概算払いをすることと決定したときは、補助事業者はその旨を通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第8条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)が、補助金に係る事業の内容について、計画変更又は中止する場合は、あらかじめ夕張市テイクアウト・デリバリー等促進事業補助金に係る事業(計画変更・中止)承認申請書(様式第5号)に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、変更しようとする額の合計が交付決定額の20%以内の変更はこの限りではない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から15日を経過した日又は当

該年度の末日のいずれか早い日までに、夕張市テイクアウト・デリバリー等促進事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（様式第7号）
- (2) 補助事業の取組が分かる資料（テイクアウトメニュー表の写真等）
- (3) 支払を証する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を精査し、必要に応じて実地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認める場合は、補助金の額を確定し、夕張市テイクアウト・デリバリー等促進事業補助金交付確定通知書（様式第8号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（交付請求等）

第11条 前条の規定により、補助金の確定通知を受けた補助事業者は、速やかに夕張市テイクアウト・デリバリー等促進事業補助金交付請求書（様式第9号）に、補助金の振込先を確認できる口座通帳等の写しを添えて、市長に補助金の交付を請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を適当と認めるときは、補助事業者へ補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、第8条の規定による補助事業の中止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができるものとする。

- (1) 補助事業者がこの要綱又はこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (4) その他交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) その他市長が交付決定を取消することが適当と認める場合

2 市長は、前項の規定により交付決定を取消したときは、夕張市飲食店新型コロナウイルス感染症対策補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、夕張市飲食店新型コロナ

新型コロナウイルス感染症対策補助金返還命令通知書（様式第 11 号）にて、返還を命ずるものとする。

（補助金に係る経理）

第 14 条 補助事業者は、補助金に係る収支を明確にした書類等を作成し、事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

（協力）

第 15 条 補助事業者は、市長がその成果の発表及び普及を図るときは、これに協力しなければならない。

（その他）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 2 年 6 月 1 8 日から施行する。

(別表)

補助対象経費

経費区分	内容 (例示)
販売促進費	印刷製本費、広告掲載費、WEB サイト等制作費、看板等の製作費など
消耗品費	梱包・包装資材等 (はし等の食器類、包装紙、手提げ袋等、ナイロン手袋、調理器具等の購入経費等)、衛生用品 (アルコール消毒液、マスク等) など
器具備品費	テイクアウト・デリバリー用の弁当を保存するための冷蔵庫・クーラーボックスなど
店舗等内装工事費	感染予防のための間仕切り設置費など
その他市長が必要と認める経費	配達用車両等借上料、車両改造に係る経費など

夕張市長 様

住所・所在地 〒 \_\_\_\_\_  
夕張市 \_\_\_\_\_

法人名 \_\_\_\_\_

店舗名（屋号） \_\_\_\_\_

※法人名と同じ場合は記入不要

代表者の職・氏名 \_\_\_\_\_ 印

（連絡担当者氏名） \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

## 夕張市テイクアウト・デリバリー等促進事業補助金交付申請書

夕張市テイクアウト・デリバリー等促進事業補助金の交付を受けたいので、夕張市テイクアウト・デリバリー等促進事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

### 記

1. 添付資料（添付をご確認の上、□に✓を入れて下さい。）

- 事業実施計画書（様式第2号）
- 食品衛生法第52条の規定による営業許可証の写し
- 本人確認書類の写し（個人事業主のみ）  
※運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等

2. 誓約及び同意（下記を誓約及び同意いただける場合は、□に✓を入れて下さい。）

- 夕張市テイクアウト・デリバリーサービス等促進事業補助金交付要綱第2条の規定に該当することを誓約します。

また、審査に当たって、市が市税等の納付状況を調査することに同意します。

上記の規定に該当しないことが判明した場合、補助金を返還していただきます。

# 事業計画書

1. 事業者名

2. 事業の概要

区分（該当に○）：    テイクアウト    ・    デリバリー    ・    感染予防対策
取組概要：

3. 支出計画

経費区分	内容	予算額（円）
販売促進費		
消耗品費		
器具备品費		
店舗等内装工事費		
その他市長が必要 と認める経費		
合計		

様式第3号（第6条関係）

夕地域指令第 号  
令和 年 月 日

様

夕張市長 厚谷 司

夕張市テイクアウト・デリバリー等促進事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった夕張市テイクアウト・デリバリー等促進事業補助金について、夕張市テイクアウト・デリバリー等促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付を決定したので通知いたします。

なお、補助事業が完了したときは、その日から15日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、夕張市テイクアウト・デリバリー等促進事業補助金実績報告書を提出してください。

記

交付決定額 円



令和 年 月 日

夕張市長 厚 谷 司 様

（補助事業者）

住 所

氏 名

印

夕張市テイクアウト・デリバリー等促進事業補助金交付請求書（概算払い）

令和 年 月 日付け夕地域第 号で交付決定通知があった夕張市テイクアウト・デリバリー等促進事業補助金について、夕張市テイクアウト・デリバリー等促進事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額 \_\_\_\_\_ 円

2 振込口座

金融機関名		支店名	
口座種別	普通・当座・その他( )	口座番号	
(カタカナ) 口座名義人			

令和 年 月 日

夕張市長 様

（補助事業者）

住 所

氏 名

印

夕張市テイクアウト・デリバリー等促進事業補助金に係る  
事業（計画変更・中止）承認申請書

令和 年 月 日付け夕地域指令第 号で補助金の交付決定を受けた夕張市テイクアウト・デリバリー等促進事業補助金に係る事業を（計画変更・中止）したいので、夕張市テイクアウト・デリバリー等促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 計画変更の内容（計画変更の場合のみ記載）

変更前

変更後

2 交付申請額（計画変更の場合のみ記載）

変更前 \_\_\_\_\_ 円

変更後 \_\_\_\_\_ 円

3 計画変更又は中止の理由

4 添付書類

夕地域指令第 号  
令和 年 月 日

様

夕張市長 厚 谷 司

夕張市テイクアウト・デリバリー等促進事業補助金に係る  
事業（計画変更・中止）承認通知書

令和 年 月 日付で（計画変更・中止）承認申請のあった夕張市テイクアウト・デリバリー等促進事業補助金について、夕張市テイクアウト・デリバリー等促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 区分  計画変更について、承認する。  
 中止について、承認する。
- 2 変更交付決定額（計画変更の場合のみ）

円

令和 年 月 日

夕張市長 厚 谷 司 様

（補助事業者）

住 所

氏 名

印

夕張市テイクアウト・デリバリー等促進事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け夕地域指令第 号で補助金の交付決定を受けた夕張市テイクアウト・デリバリー等促進事業補助金について、夕張市テイクアウト・デリバリー等促進事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり実績を報告いたします。

記

1 実績報告額 \_\_\_\_\_ 円

2 添付書類

- （1） 事業実績書
- （2） 補助事業の取組が分かる資料
- （3） 支払を証する書類の写し
- （4） その他市長が特に必要と認める書類

## 事業実績報告書

1 事業概要

(1) 具体的内容
(2) 事業の変更点（変更があった場合）
(3) 事業の効果

2 補助金実績額

単位：円

夕張市テイクアウト・デリバリー等 促進事業補助金交付要綱第3条に 規定する補助対象経費	事業に要する経費 (消費税を含む金額)	うち、補助金の交付 を希望する経費 (消費税抜き金額)
合 計		
実績報告額 (千円未満の端数が生じたとき は、端数を切り捨てる)	/	

(記入上の注意点)

- 1 各項目には指定された必要事項を必ず記載すること。記載もれ等提出書類に不備がある場合は、審査の対象外となる場合があります。
- 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。

夕地域第 号  
令和 年 月 日

様

夕張市長 厚 谷 司

夕張市テイクアウト・デリバリー等促進事業補助金交付確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった夕張市テイクアウト・デリバリー等促進事業補助金について、夕張市テイクアウト・デリバリー等促進事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知いたします。

つきましては、夕張市テイクアウト・デリバリー等促進事業補助金交付請求書を提出してください。

記

1 交付確定額 \_\_\_\_\_ 円

令和 年 月 日

夕張市長 厚 谷 司 様

（補助事業者）

住 所

氏 名

印

夕張市テイクアウト・デリバリー等促進事業補助金交付請求書

令和 年 月 日付け夕地域第 号で補助金額の確定通知があった夕張市テイクアウト・デリバリー等促進事業補助金について、夕張市テイクアウト・デリバリー等促進事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額 \_\_\_\_\_ 円

2 振込口座

金融機関名		支店名	
口座種別	普通・当座・その他( )	口座番号	
(カタカナ) 口座名義人			

様式第 10 号（第 12 条関係）

夕 地 域 第 号  
令 和 年 月 日

様

夕張市長 厚 谷 司

夕張市テイクアウト・デリバリー等促進事業補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け夕地域指令第 号で補助金の交付決定をした夕張市テイクアウト・デリバリー等促進事業補助金について、夕張市テイクアウト・デリバリー等促進事業補助金交付要綱第 12 条第 2 項の規定により、下記のとおり決定を取消します。

記

1 取消理由



様式第 11 号（第 13 条関係）

夕地域指令第 号  
令和 年 月 日

様

夕張市長 厚 谷 司

夕張市テイクアウト・デリバリー等促進事業補助金返還命令通知書

令和 年 月 日付け夕地域指令第 号で補助金の交付決定をした夕張市テイクアウト・デリバリー等促進事業補助金について、夕張市テイクアウト・デリバリー等促進事業補助金交付要綱第 13 条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 交付額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 返還命令額 \_\_\_\_\_ 円